宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成１５年宗像市告示第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「小学校１年生」を「小学校の第１学年又は第２学年」に改め、同条第２項中「小学校１年生」を「同一世帯において２人以上の園児が就園している場合であって、小学校の第１学年又は第２学年」に改める。

別表第１小学校１年生の兄又は姉を有しない園児の場合の項中「小学校１年生」を「小学校の第１学年又は第２学年」に改め、同表中「とする」を「となる」に、「１８，６００円」を「３４，５００円」に、「１８，６０１円」を「３４，５０１円」に、「１３５，０００円」を「１８３，０００円」に、「１４０，５００円」を「１４１，９００円」に、「１０６，５００円」を「１０７，６００円」に、「１６１，０００円」を「１６２，０００円」に、「８０，９００円」を「８１，７００円」に、「２４３，０００円」を「２４５，０００円」に、「５６，９００円」を「５７，５００円」に、「１２６，０００円」を「１２７，０００円」に、「２３８，０００円」を「２４０，０００円」に改める。

別表第２小学校１年生の兄又は姉を有する園児の場合の項中「小学校１年生」を「小学校の第１学年又は第２学年」に改め、同表中「１８，６００円」を「３４，５００円」に、「１８，６０１円」を「３４，５０１円」に、「１３５，０００円」を「１８３，０００円」に、

「

１５６，０００円	１７０，０００円
１２５，０００円	１４３，０００円
１０２，０００円	１２２，０００円
８０，０００円	１０３，０００円

」

を

「

１５７，０００円	１７１，０００円
１２６，０００円	１４４，０００円
１０３，０００円	１２３，０００円
８１，０００円	１０４，０００円

」

に改める。

別表第２備考１を次のように改める。

１　この表における「第２子」とは、同一世帯に属する小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉１人を有する最年長の園児をいい、「第３子以降」とは、同一世帯に属する小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉１人を有する者であって同一世帯から２人以上就園している場合の第２子以外の園児及び同一世帯に属する小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉を２人以上有している園児をいう。

附　則

この告示は、平成１９年４月１日から適用する。

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

改正案

第３条　市長は、設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保育料等を減額し、又は免除する場合に、当該設置者に対し、小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉を有しない園児にあっては別表第1、小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉を有する園児にあっては別表第２に定める範囲内において補助を行う。

２　前項の規定にかかわらず、同一世帯において ２ 人以上の園児が就園している場合であって、小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉を有する園児に係る補助限度額は、別表第１のみにより算定した額及び別表第２のみにより算定した額のいずれか高い金額とする。

別表第１(第３条関係)

小学校の第１学年又は第２学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	141,900円	略	略
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		107,600円	162,000円	略
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		81,700円	略	245,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		57,500円	127,000円	240,000円
上記以外の世帯		略	略	略

備考

１及び２　略

現行

第３条　市長は、設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保育料等を減額し、又は免除する場合に、当該設置者に対し、小学校 １年生の兄又は姉を有しない園児にあっては別表第 1、小学校 １年生の兄又は姉を有する園児にあっては別表第２に定める範囲内において補助を行う。

２　前項の規定にかかわらず、小学校１年生の兄又は姉を有する園児に係る補助限度額は、別表第１のみにより算定した額又は別表第２のみにより算定した額のいずれか高い金額とする。

別表第１(第３条関係)

小学校１年生の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税とする世帯	保育料及び入園料の合計額	140,500円	略	略
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		106,500円	161,000円	略
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯		80,900円	略	243,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯		56,900円	126,000円	238,000円
上記以外の世帯		略	略	略

備考

１及び２　略

別表第2(第3条関係)

小学校の第1学年又は第2学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)	
		第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	157,000円	171,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		126,000円	144,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円以下となる世帯		103,000円	123,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,501円以上183,000円以下となる世帯		81,000円	104,000円
上記以外の世帯		略	略

備考

1　この表における「第2子」とは、同一世帯に属する小学校の第1学年又は第2学年の兄又は姉1人を有する最年長の園児をいい、「第3子以降」とは、同一世帯に属する小学校の第1学年又は第2学年の兄又は姉1人を有する者であって同一世帯から2人以上就園している場合の第2子以外の園児及び同一世帯に属する小学校の第1学年又は第2学年の兄又は姉を2人以上有している園児をいう。

2　略

別表第2(第3条関係)

小学校1年生の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)	
		第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	保育料及び入園料の合計額	156,000円	170,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		125,000円	143,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,600円以下となる世帯		102,000円	122,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が18,601円以上135,000円以下となる世帯		80,000円	103,000円
上記以外の世帯		略	略

備考

1　この表における「第2子」とは、同一世帯において小学校1年生の兄又は姉を第1子(小学校1年生の兄又は姉を2人以上有する場合若しくは小学校1年生の兄又は姉及び当該兄又は姉に係る兄又は姉を有する場合であっても、これらの者を第1子とする。)とする弟又は妹が1人就園の場合のその園児及び2人以上就園している場合の最年長の園児をいい、「第3子以降」とは、第2子以外の園児をいう。

2　略